

中学校移動教室宿泊施設借上業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

江東区立中学校（以下、「学校」とする。）では、学校教育活動の一環として、八ヶ岳連峰周辺を中心とした地域で、民間施設を借上げて移動教室を実施しています。

移動教室を安全かつ円滑に実施するためには、豊富な経験や提案力を備え、本区校外活動の趣旨や事業内容を十分に理解したうえで宿泊施設の提案・手配を行い、宿泊施設を始め、各学校、バス借上事業者及び関係機関との連絡調整をスムーズに履行できるような業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施します。

2 委託業務の概要

(1) 委託内容

移動教室及び実地踏査の実施・運営に関する業務

※詳細は、別紙「委託仕様書」を参照のこと。

※令和6年度の移動教室日程実績は別紙「令和6年度 移動教室日程実績」のとおり。

(2) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、業務実績が良好かつ、仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

※各移動教室及び実地踏査（以下、「団体」とする。）の日程は、原則5月～10月の中で、主催者となる各学校又は合議体（以下、「主催者」とする。）と委託事業者との協議により、選定することとします。

(3) 宿泊施設

長野県八ヶ岳周辺に宿泊施設を確保すること。

なお、宿泊施設の要件は別紙「委託仕様書」の「7 業務詳細・ア 宿泊施設要件」の条件を全て満たすこと。

※宿泊施設の提案数は問いませんが、明確な選定基準をご提示したうえでご提案ください。

(4) 提案上限額

61,714,189円（消費税込）

※朝食、昼食、夕食、おやつ、企画料、及び体育館使用料を含む。

※参加者負担額を含みません。なお、参加者負担額は朝食、昼食、夕食のみとし、朝食・昼食は735円（税込）、夕食は915円（税込）を超えないものとします。

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

- (1) 江東区における競争入札参加資格を有すること。（東京電子自治体共同運営「電子調達サービスによる」）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあたっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) プライバシーマークを取得していること。又は、個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規

定を整備し、厳格かつ実質的な運用が行われていること。

(6) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。

(7) 東京都及び長野県（又は山梨県）に、本社又は事業所等を有すること。

(8) 本区又は東京 23 区内の小中学校（国公私立を問わず）又は教育委員会からの宿泊旅行に関する受託実績が過去 5 年以内に 1 契約以上有ること。

※(5)はプライバシーマークを取得している旨又は社内規定の運用について、(8)は令和 2 年 4 月 1 日以降の実績を、参加表明書（様式 1）に添付してください。

4 評価方法及び日程

(1) 評価方法

「江東区校外施設の民間施設借上業務委託事業者選定委員会」において、別紙「評価基準」に基づき評価します。

(2) 第一次審査

〈審査方法〉

応募書類の書類審査を行い、下記の評価基準に基づき採点し、点数が高い順に第二次審査の対象となる最大 3 事業者程度を選定します。

審査結果については、令和 6 年 10 月上旬を目安に第一次審査通過者へメールにて通知します。

〈評価基準〉

① 基本理念

ア 移動教室についての認識及び基本的方針は、適切かつ明確である。

② 宿泊施設の選定

ア 施設の選定基準は、適切かつ明確である。

イ 施設の手配が確実に可能である。

③ 食事に関する対応

ア 個別対応（食物アレルギー、宗教食等）を要する参加者に、適切な対応をとるための体制が整っている。

④ 関係機関との連携

ア 宿泊施設、各学校、バス借上業者等の関係機関との連携方法が明確に示されている。

⑤ 緊急時の対応

ア 施設滞在中での事故や急病人発生及び災害発生の際、適切な対応をとるための体制が整っている。

⑥ 個人情報保護・法令遵守について

ア 個人情報保護や法令遵守に関する事業者の方針や社内教育体制が明確に示されている。

⑦ 業務実績（※事務局審査）

ア 本区又は東京 23 区内での実績は豊富である。（令和 2 年 4 月 1 日以降）

⑧ 見積額（※事務局審査）

ア 見積書の提示金額は適切である。

⑨ その他

ア 目的を達成するために効果的な提案、提言等がなされている。

(3) 第二次審査

〈審査方法〉

第一次審査を通過した事業者による企画提案書に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査を行います。実施方法等については、第一次審査結果と併せて別途電子メールに

て対象事業者に通知します。なお、プレゼンテーションのタイムスケジュールは以下のとおりとします。

準備：5分 プレゼンテーション：15分 質疑応答：15分

〈評価基準〉

① 基本理念

ア 移動教室についての認識及び基本の方針は、適切かつ明確である。

② 宿泊施設の選定

ア 施設の選定基準は、適切かつ明確である。

イ 施設の手配が確実に可能である。

③ 食事に関する対応

ア 個別対応（食物アレルギー、宗教食等）を要する参加者に、適切な対応をとるための体制が整っている。

④ 関係機関との連携

ア 宿泊施設、各学校、バス借上業者等の関係機関との連携方法が明確に示されている。

⑤ 緊急時の対応

ア 施設滞在中での事故や急病人発生及び災害発生の際、適切な対応をとるための体制が整っている。

⑥ 個人情報保護・法令遵守について

ア 個人情報保護や法令遵守に関する事業者の方針や社内教育体制が明確に示されている。

⑦ その他

ア 目的を達成するために効果的な提案、提言等がなされている。

イ 委員からの質疑に対する的確な回答をするなど、今後、連絡調整をスムーズに実行できることが見込めるか。

ウ 業務を履行するに当たっての熱意等が感じられる。

(4) 候補者の選定

ア 失格者を除いた者の内、(2)、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、見積書を再作成の上で、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が満点の6割に満たなかった場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格について

次に掲げる事項に該当するものは、失格とします。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が提案上限額を上回る場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) 日程

① 実施要領の公表期間 令和6年8月30日（金）～令和6年9月26日（木）

② 質問受付期間 令和6年8月30日（金）～令和6年9月12日（木）

- ③ 質問回答日 令和6年9月18日(水)
- ④ 参加表明書提出期限 令和6年9月20日(金)
- ⑤ 企画提案書提出期限 令和6年9月26日(木)
- ⑥ 第一次審査結果通知 令和6年10月上旬
- ⑦ 第二次審査 令和6年10月下旬～11月中旬
- ⑧ 第二次審査結果通知 令和6年11月中旬

5 提出書類等

(1) 提出書類

以下のとおりです。なお、正副の別について指定があるものは、これに従ってください。

- ① 参加表明書(様式1) 1部
- ② 「3 応募資格」(5)及び(8)の証明書類 各1部
(※(8)の証明書類については、契約書の表紙とする。)
- ③ 企画提案書 正本1部、副本8部
 - ・内容については「4 評価方法及び日程(2)第一次審査〈評価基準〉」を参考に作成してください。
 - ・A4判に横書き20ページまで(両面刷り可・表紙・目次を除く)を制限枚数とします。
 - ・正副本ともに、事業者が特定できる表現を記載しないでください。
- ④ 見積書(様式2) 1部
 - ・体育館は全団体が全行程中(1日目:13～17時及び18～22時、2日目:9～12時、13～17時及び18～22時、3日目:9～12時)使用可能である施設を手配するとともに、35m×20m程度の広さがあることを仮定し、お見積り願います。
- ⑤ 定款又はこれに代わるもの 1部
- ⑥ 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) . 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送

- ・持参の場合は「10 担当」に事前連絡のうえ、窓口へ持参いただくよう、お願いいたします。
江東区役所の閉庁日及び平日の正午～午後1時は、受付できません。
- ・郵送の場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着するように手配してください。

(3) 提出先

〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28
江東区教育委員会事務局学務課学校経理係(江東区役所6階2番窓口)

(4) 提出期限

- ・提出書類①及び②: 令和6年9月20日(金) 午後5時まで
- ・提出書類③から⑥: 令和6年9月26日(木) 午後5時まで
- ・上記期限までに必要書類が全て揃っていない場合、受理できませんのでご注意ください。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式3)を、「10 担当」に記載の担当あて電子メールにより提出してください。

(2) 質問期限

令和6年9月12日(木) 午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年9月18日(水) 午後5時までに江東区ホームページにて事業者を伏せたうえで回答しま

す。

7 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第一次審査通過者へ結果を通知します。また、契約締結後速やかに下記項目を江東区ホームページにて公表します。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記します。

参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しません。

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結します。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。なお、この場合、次順位者を候補者とします。

9 留意事項

- (1) 参加表明書（様式1）の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）により届出をしてください。
- (2) 受理した提出書類は返却いたしません。なお、提出後の差替、訂正、再提出をすることはできません。（江東区から指示があった場合を除く）
- (3) 参加表明書（様式1）を提出した後、江東区が必要を認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (4) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例（平成13年3月14日条例第3号）に基づき公開することがあります。
- (5) 応募に係る費用については、全て事業者の負担とします。
- (6) 委託内容の詳細については、事業候補者の選定後、江東区及び主催者との協議により決定します。特に宿泊施設のスケジュールについては、江東区及び主催者と調整を行いながら決定していくこととなるため、それらの点を加味した金額で見積書を作成願います。
- (7) 本事業の実施に際し、江東区は企画提案書の内容を全て実施することを約束するものではありません。
- (8) 提出書類の作成にあたり、学校への意向調査等を行うことを禁じます。
- (9) 選定された事業候補者が資格を失効した場合や、江東区との協議が成立しない場合は、次点の事業者と協議を行う場合があります。
- (10) 本業務の実施及び予算額については、令和7年度第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがあります。
- (11) 企画提案書については、1者につき1提案に留めてください。
- (12) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

10 担当

江東区教育委員会事務局学務課学校経理係

TEL : 03(3647)9176 FAX : 03(3647)9053

電子メール : 5511020@city.koto.lg.jp